

和 指 第 8 3 号  
令 和 5 年 5 月 1 日  
( 2 0 2 3 年 )

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 介 護 保 険 施 設  
各 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所  
各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所  
各 指 定 第 1 号 事 業 所

開設者 様

和歌山市長 尾花正啓  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱い  
について

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

各事業所及び施設の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限留意した上での継続的なサービス提供に努めていただいているところと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししているところです。今般、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡、別紙1及び別紙2においてお示ししていますので、ご参照ください。

なお、本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

※別紙1につきましては159頁にわたるため、事務連絡一覧の部分のみ印刷しております。第1報から第27報までの事務連絡の内容につきましては、次の厚生労働省のホームページよりご確認ください。

○参考：厚生労働省ホームページ 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

※上記ホームページ中「6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」の第1報から第27報までの事務連絡が掲載されております。

和歌山市 健康局 保険医療部  
指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320